

【在留資格認定証明書を有する場合の査証】

2022年8月

A. 該当するケース

在留資格認定証明書をもって査証を申請する場合

☞ 在留資格「外交」、「公用」、「医療滞在」及び外交・公用目的で在留する者の個人的使用人の方は、それぞれの案内を参照

B. 提出書類（各書類の詳細は、https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00898.html）

※は当館 HP でダウンロード可

- ① パスポート（要署名）
- ② 査証申請書※（4.5×3.5cm の顔写真貼付）
- ③ 在留資格認定証明書（原本及び写し）

【婚姻・親子関係に基づく在留資格認定証明書を有する場合】

（例：「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「家族滞在」等）

- ④ 出生証明書（PSA で1年以内に発行されたもの）

【併せて提出する書類】

- ・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書
- ・遅延登録→洗礼証明書及び小学校又は高校の学校成績表（フィリピン教育省：指定様式 137）
- ・PSA に出生記録がない→市町村役場発行の出生証明書と PSA 発行の出生記録不存在証明書

- ⑤ 婚姻証明書（既婚者のみ。PSA で1年以内に発行されたもの）

【併せて提出する書類】

- ・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書
- ・PSA に婚姻記録がない→市町村役場発行の婚姻証明書と PSA 発行の無婚姻証明書